

**旅行業者の登録事項の変更届出書添付書類**  
 (※届出は**変更後、30日以内に提出**。遅延の場合は、遅延理由書の提出が必要です。)

	変更届出書 19.4号様式又は 20.5号様式又は 20.5号様式又は 出類式は (注1)	変更届出書 19.4号様式又は 20.5号様式又は 20.5号様式又は 出類式は (注1)			契約書の写 (注2)	代理業者とする所を 付近図	備考
		(1)	(2)	(3)			
旅行業者・代理業者・旅行サービス手配業者の届出	名称変更	○	○			(○)	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付する
	本店所在地(個人の場合は住所)の移転	○	○			(○)	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付する (個人の場合は住民票)
	商号変更	○	○			(○)	
	代表者変更	○	○				登記事項証明書(履歴事項全部証明書)及び欠格事項に該当しない旨の宣誓書を添付する
	営業所の新設	○		○		(○)	○ 管理者選任一覧表、選任管理者の合格証(認定証)の写し、定期研修の修了証の写し、履歴書及び欠格事項に該当しない旨の宣誓書を添付する
	営業所の名称変更	○	○	△		(○)	主たる営業所のみの変更の場合は、5号又は20号様式は(1)のみ
	営業所の所在地変更	○	○	△		(○)	○ 主たる営業所のみの変更の場合は、5号又は20号様式は(1)のみ
	営業所の廃止	○		○		(○)	
旅行業者のみの届出	代理業者の新設	○			○		
	代理業者の廃止	○			△ (注3)		代理業契約を解除したことを証する書類及び残務処理方法を記した書類を添付する
	代理業者の住所変更	○			○	○	
	代理業者の名称変更	○			○	○	(注1)・変更年月日又は、事由発生年月日を記入する。 ・電話番号・FAX番号の変更がある場合は記入する。  (注2) (○)は代理業者が届け出る場合は不要。
	代理業者の営業所新設	○			○	○	(注3) 代理業者を廃止したことにより、5号様式(3)が不要になった場合は添付する必要はない。(代理業者が1社も無くなった場合等) また、5号様式(3)が不要になった場合は、その旨4号様式に記入のこと。
	代理業者営業所の名称変更	○			○	○	
	代理業者営業所の所在地変更	○			○	○	
	代理業者営業所の廃止	○			○	○	
の代理業者の届出	所属旅行業者の名称変更	○	○				
	所属旅行業者の所在地変更	○	○				

【提出先】 兵庫県産業労働部観光局観光企画課  
 TEL:078-362-9159

※変更届け提出の際、宛名にお使いください



〒650-8567  
 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県産業労働部観光局  
 観光企画課 宛